

計 5 農薬の水質汚濁に関する

登録保留基準値新設・改正

環境省



平成 16 年 2 月 17 日に中央環境審議会の土壌農薬部会農薬専門委員会がまとめた、水質汚濁にかかわる農薬登録保留基準値答申案が発表され、この案について 16 年 3 月 16 日まで意見募集が実施されることになりました。

この答申案は、16 年 2 月の中環審・農薬専門委員会への諮問に対するもので、4 農薬についての農薬登録保留基準設定と 1 農薬の変更を内容としています。(参考参照)

正式な答申は、16 年 3 月 24 日開催される土壌農薬部会で、今回の意見募集結果を踏まえた審議を経て実施される予定であり、登録保留基準値設定・改正はこの答申を受けた形で 4 月中を目途に実施されます。

(参考)

変更分 1 農薬

農薬の成分	用途	基準値
E P N	殺虫剤	0.04 mg / L

新規設定分 4 農薬

農薬の成分	用途	基準値
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.02 mg / L
キャプタン	殺菌剤	3 mg / L
ダイアジノン	殺虫剤	0.05 mg / L
X M C	殺虫剤	0.09 mg / L

資料:2004 年 2 月 17 日付 EIC ネット、環境省ホームページ

総務部 横山 美代子

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

